

## 第27回福井地方，家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成28年11月1日（火）午後1時10分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

福井地方，家庭裁判所第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 地方裁判所委員会委員（敬称略）

木下秀樹（委員長，家庭裁判所委員会委員長兼務），相馬博之（家庭裁判所委員会委員兼務），高畠栄一，檀野清隆，林潤，三木隆，和田晋一

#### (2) 家庭裁判所委員会委員（敬称略）

麻生英右，入子光臣，奥出敏文，西藤浩一，中嶋新策，松田典子，森上愛一郎，吉川公章

#### (3) 事務担当者

齊藤地裁事務局長，椎野家裁事務局長，竹内地裁事務局次長，野津家裁事務局次長，藤田地裁総務課長，前川家裁総務課長，東地裁総務課庶務係長，古澤家裁総務課庶務係長

### 4 議事

#### (1) 裁判所における非常事態への対応について ～裁判所に危害予告がされた場合～

ア 非常事態への対応についての説明

イ ハンド式金属探知機を用いた手荷物等検査の実演

#### (2) 意見交換

### 5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日

平成29年7月4日（火）午後1時30分

(2) 意見交換のテーマ

裁判所におけるワーク・ライフ・バランスについて

(別紙)

## 意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長)

- ◎： 裁判所に対し危害予告があり，その該当日に裁判期日が指定されている場合は，その事件を担当する裁判官が期日の実施について判断を行うことになる。委員の中には民事裁判を担当する裁判官と刑事裁判を担当する裁判官がいるが，予告内容の程度に応じて，それぞれどのような対応をすることになるのか。
- ： 民事裁判の手続を行う日を期日と言うが，期日にはいくつかの種類がある。法廷で証人尋問を行うような期日を弁論期日と言い，これは公開の法廷で行われる。それ以外にも，原則非公開で行われる弁論準備手続期日，完全に非公開で行われる和解期日等がある。関係者等の人数という観点では，多数の証人を尋問する期日や代理人数の多い期日もあれば，原告及び被告の代理人，裁判官，裁判所書記官を入れた4名だけの期日もある。社会的な注目を集めるような裁判の弁論期日では多くの傍聴人が訪れることも予想される。

また，期日にかかる時間という点では，証人尋問であれば半日や終日行うなど比較的長くなる。他方で，少人数で行う期日であれば，15分から30分で終わる事件もある。

これを前提に考えた場合，危害予告があったときにその手続を延期すれば，安全という点では確実であると言えるが，一度期日を延期すると次の期日を決定するために，関係者のスケジュール調整が当然必要となってくる。その期日にしか来られなかった専門家の証人のスケジュール調整が困難になることもあり，迅速な裁判の実現に支障をきたすこともある。そのバランスをいかに取るかということが問題となる。

どのようにバランスを取るのかは，個々の裁判や危害予告の内容が千差万別であるので一概には言えないが，危害予告の時期，場所，方法などを確認する

ことが大事であるし、その情報がどの程度の信憑性があるのかを事務局と情報交換をし、把握する必要がある。その上で、指定されている期日の種類、内容を踏まえ、その期日を延期するのか維持するのかを検討することとなる。例えば、爆発物をしかけるという内容の予告があったときは、裁判所に多くの来庁者が来るような期日であれば、延期する決断をすることもあると思うし、特定の事件や人物に対する危害予告の場合であれば、警備態勢をきちんと構築した上で期日を開く決断をすることもあると思う。期日の内容と危害予告の内容、信憑性を事務局とも十分に調整しながら、事案に応じて決めていくこととなる。

- ： 刑事裁判の期日としては、原則公開となる公判期日と非公開の手続である公判前整理手続期日とがある。危害予告の内容や確度を考慮して対応を検討するという点は民事裁判の場合と同様である。対応策としては、所持品検査や警備要員の配置、あるいは警察官の派遣要請や期日変更を考えることとなる。

刑事裁判特有の問題としては、相当数の被告人が身柄を拘束されているところ、期日を変更した場合、その分だけ被告人の身柄を拘束する期間が延びることになる。その意味では、民事裁判と比べて業務を継続する必要性が高いのではないかというところがある。

危害予告があっても期日を開く場合には、事務局と裁判部とで緊密に連携することが不可欠である。検察庁や弁護士、警察などから情報を収集しながら、その情報を組織的に共有し、警備計画を策定するという対応になる。

刑事裁判の中でも裁判員裁判では、裁判員の安全を確保するということが非常に重要となる。危害予告があった場合には、裁判員の登庁時、退庁時の動線の検討、一般来庁者との接触防止の徹底、登退庁時や庁舎内を移動する際の職員の付き添いなどが必要になる。場合によっては、送迎することも考えられる。

危害予告の内容が深刻である場合は、より慎重な検討が必要であるが、裁判員裁判であっても期日を変更することや、除外決定により裁判員裁判対象事件

を裁判官のみの合議体で裁判を行うことも想定される。他庁では、暴力団が関係する事案で、除外決定を行った例もある。このように、民事裁判とは違った観点で、業務継続の必要性と来庁者の安全確保とのバランスをとる上で、悩ましい事案があるのが実情である。

- ： 例えば、爆破予告があり、関係者に危害が及ぶ可能性が考えられる場合に、公開を予定していた裁判を非公開で行うことはできないのか。
- ： 民事裁判の場合であるが、原則的に公開の裁判を行うことが要請されているため、爆破予告があったという理由で、非公開に変更することはできず、その場合は、期日を変更することで対応することになるものと思う。

しかし、例えば、医師を証人とする尋問を予定していた期日に、爆破予告があった場合、公開の法廷で期日を行うことに支障があるときには、裁判所外で行う所在尋問という手続に切り替えて、病院等に赴き尋問を実施することもできる。このように手続的に何か別の方法で同じ目的を達することができないか知恵を絞り対応することで、迅速な裁判との調和を図ることは考えられるところである。

- ： 刑事裁判の場合も、憲法上の要請として裁判の公開が保障されている。裁判の迅速性も大事であるが、適正さという視点も無視できないところであり、公開の法廷で裁判が行われることにより、適正さが担保される部分もある。
- ◎： 期日が延期されるのは、よほど危険度が高い場合という稀なケースであると言える。危害予告にもいろいろな段階があると思うが、事務局と裁判部とが連携し、対応策を検討して進めていくこととなる。

ところで、市役所などでは、危害予告があった場合には、窓口業務を閉鎖することはあるのか。

- ： 最終的には閉鎖することを検討することもあると思う。
- ◎： 当庁は、来庁者の利便を考え、開庁時間中は正面玄関、東玄関、南玄関の3

か所を常時解放しているが、危害予告があった場合は、一部の入口を封鎖し、入口を制限することで、入庁者の監視を行いやすくすることが考えられる。入庁者には、一定の不便をかけることになるが、この入口に対する警備態勢の在り方について、何か御意見はあるか。

○： 弁護士として裁判所の庁舎に出入りすることがよくあるが、この裁判所には3か所玄関があり、正面玄関には守衛がいるが、南玄関と東玄関は常時誰かがいるわけではなく、自由に入ることができ、職員のに目につれることなく法廷まで行くことができる。全国的にも同様の方が多いたは思うが、私が経験した中で、東京地方裁判所では、正面玄関において弁護士は身分証明書又は弁護士バッヂを提示することで入庁する一方、一般の人々は何らかの検査を受けて入庁していたように思う。そこから考えると、この裁判所は出入りが非常に自由という感じがする。入構管理の態勢は、最高裁判所から何らかの統一的なものが出ているわけではなく、各地家裁独自で判断しているものなのか。

◎： 東京地方裁判所が特別なのではないかと思う。正面と裏門の2か所に出入口があるが、バッヂを付けていない人は全員手荷物検査をしていると聞いている。

なお、当庁について御指摘いただいたうち、南玄関については、正面玄関に常駐している守衛から監視できる位置にある。

○： 福井地家裁の建物も、現在の位置に玄関が3つある必要はなく、正面玄関1つで足りると思うので、来庁者の入構を管理する必要がある場合にも、正面玄関が実施しやすいということであれば、そこで行うことが適切であると思う。

◎： 危害予告があれば、来庁者に対し、裁判所への入構を認めるかどうかを確認する必要が生じる。身分証明書やバッヂなどで身分を確認するとして、身分を証明する物を持参していない人に対しては、金属探知機を用いたり、手荷物検査を実施することが必要になる場合もある。一方で、持ち物を他人に検査される手荷物検査については抵抗感を持つ方も少なくないと思われる。

そのような抵抗感を少しでも減らし、入構管理をスムーズに行うためにはどのような点に注意が必要であるか。

- ： 金属探知機を使用することや手荷物検査をすることも大事であるが、最近ではペットボトルの中にアルコール類を入れて持ち込む場合も考えられるので、液体を検査できるシステムがあった方がよい。
- ◎： 他庁において、入構検査を経験された方はいるか。
- ： 検察庁に勤務した経験で言えば、金属探知機を使って手荷物等の検査をすることについてはあまり記憶にない。東京地方裁判所において、入構検査を行っているのは知っているが、検察庁でそのような検査をしていることは一般的にないと思う。

東京地方裁判所で常時手荷物検査をしていて、そこで特段混乱がないような状況を踏まえると、この福井の裁判所でも、危害予告等がされた場合には、緊急事態が発生しているからと来庁者にアナウンスをした上で入構検査を実施するのであれば、混乱や支障は生じないのではないか。

なお、検察庁は、合同庁舎の11階から13階にあるが、その入口は12階のみであり、エレベーターも同階にしか止まらないようになっている。エレベーターを降りたフロアには、警備員が常駐する窓口を設けており、一般の来庁者は来庁目的を警備員に告げ、職員が迎えに行くという態勢をとっている。裁判所と検察庁の性格の違いから、オープン度も違ってくるのだと思う。

- ◎： 裁判所では、警備態勢をとるための基準があるわけではないが、危害予告があった場合には、危険発生の具体的な可能性等を考慮し、警備態勢をとることとなる。委員の職場等で、警備態勢をとるための基準が設けられているところはあるか。

また、経験上、このような基準が考えられるという御意見があれば伺いた

い。

あるいは、今回裁判所で行ったような入庁検査訓練をしている例があれば、お聞かせいただきたい。

- ： 市役所自体は市民の方が自由に出入りしているが、通常、日中は警備態勢をとっていない。夜間については、一定の時間から入退庁の記録を付けて来所者のチェックをしている。

また、訓練については、市民の安全を守ることを目的として、自然災害等を想定した訓練はしているが、危害予告があった場合を想定した訓練は行ったことがない。

- ： 当社には、災害時のマニュアルはあるが、危害予告があった場合のマニュアルや警備基準は整備していない。いずれにしても基本は安全だと思うので、いかに安全が確保できるかが重要となる。安全が確保できなければ、一般の方が出入りできる公共のスペースをどうするか、避難をどうするか、誘導をどうするかは災害の場合と同様に考えることになる。

また、当社では、新聞を発行する業務は休むことができないので、社員の安全を確保しながら業務を継続していくために、近隣の新聞社と災害協定を結んでいる。自社で発行できなければ、近隣の新聞社の設備を使って業務を行うことになる。

今回の委員会のテーマとしては、危害予告があった場合であるが、通常の裁判所のセキュリティについてはどういう状況か。東京の役所等に行けば、金属探知器によるチェックが普通であり、チェックを通らずに入れる役所はなく、コンサート会場でも鞆の中身はチェックされている。これに比べると福井地家裁は非常にオープンである。誰でも自由に出入りできるオープン性を大事にしているところが通常の施設や会社とは違うところだと思うが、利用者には普通の方もいれば、犯罪行為に関係している方もいるのではないか。

◎： 裁判所は一般的には当庁のようにオープンであると思う。DV事案など庁舎内で当事者による暴力行為が想定されることが事前に判明している場合など、何かあればチェックすることになるが、一般的な事件の法廷傍聴をする場合や具体的な危害予告がないような場合には特段の措置をとっていない。

ところで、仮に加害行為が発生してしまった場合には、来庁者や職員の安全を確保し、その他の被害も最小限に抑えることが重要である。しかし、裁判所では、加害行為者を職員が制圧することは想定しておらず、警察へ速やかに連絡することになると考えているが、そのような対応をすることについて何か御意見があれば伺いたい。

○： 職員が制圧すると、職員に危害が及ぶことも想定されるため、職員自身が加害行為者を制圧しないという裁判所のスタンスについては、仕方がないのではないかと思う。

◎： 外部機関との連携については、とりわけ警察との連携の必要性が最も考えられるところである。連携の内容、時期、程度等については、危害予告の内容等から検討していくことになるが、緊急時にも速やかに連携を行えるよう当庁では総務課を窓口と決め、緊急事態発生時の連絡等にあたるよう取り決めている。

その他の連携すべき外部機関として、検察庁や弁護士会がある。法曹関係者として裁判所を多く利用されているということもあり、裁判所から危害予告の内容等について情報提供をすることや、裁判期日に関し、協力を求めることも予想される。

裁判所に危害予告があったことを知った場合、利用者の方はどのような点に気を付けるのか。例えば、仕事上よく裁判所を利用される弁護士の方はどうか。

また、日ごろ目にしている裁判所の庁舎について、例えば法廷の状況等に

ついて、お気付きの点があればお伺いしたい。

- ： 危害予告の情報が入ってきた場合には、本人を同行しなくてもよい依頼者等については、同行せずに弁護士だけで出廷することとなる。証人尋問が予定されている場合は別だが、なるべく近寄らせないようにすると思う。

関係機関との連携については、警察との連携も大事であるが、ある程度長期にわたるときなどは、警備会社を利用することや、守衛の数を増やすことを検討してもいいのではないか。

- ： 弁護士としては、第一に、一市民である依頼者が犯罪行為等に巻き込まれないよう考える。危害予告があった場合の裁判所又は裁判官の判断や指示は、十分な情報を踏まえたものだと思うので、弁護士としても、それに従っていきたいと思う。

事件の相手方らと電話をした際に、危害をほのめかされたことがある。担当書記官にその内容を告げたところ、職員の方が法廷で事実上の警備をする態勢をとってくれたことで安心できたということがある。

- ◎： 当庁において、警備態勢検討の一環として裁判所への来庁者を対象とした入庁検査訓練を実施し、不審物が庁舎内に持ち込まれないよう金属探知機の使用やボディチェック等を行ったが、あらかじめ訓練用に仕込んだ不審物のうち、発見された物もあれば発見されなかった物もあった。この訓練から浮かびあがったのは、検査に対する職員の習熟度という問題だった。危害予告による警備は日常的な業務でないことから職員には不慣れでノウハウがなく、十分な態勢がとれないことが考えられる。職員への教育、訓練を行う必要があるが、委員の所属する団体においてそのような取組を行っているところがあれば、その内容や、より効果的な教育、訓練となるよう留意している点についてお伺いしたい。

- ： 学校では、年に2，3回避難訓練を実施している。火災，地震，津波といっ

た災害や不審者対応を想定して訓練を行っている。教職員の訓練としては、不審者が暴れたり、暴言を吐いたり、器物を壊すことや凶器を所持していることを想定した訓練をしているが、警察と連携して行っており、警察官に不審者役をお願いしている。また、女性教職員を第一線に立たせるわけにはいかないもので、男性教職員が先頭に立つことを想定している。生徒がいる場面では、生徒を誘導する役、不審者と話をする役、さすまたを使用する役と分担している。

生徒の安全のため、生徒は教室に閉じ込め、椅子や机を入口に積み上げてバリケードを作ることとなる。

- ： 市役所では、自然災害を想定した訓練を毎年行っているが、マニュアルの中では想定していないことを、一部の職員にしか知らせずに行う、いわゆるブラインド訓練を行い、その対応を検証している。また、翌年の訓練では、それを踏まえて新たな訓練に取り組んでいる。
- ： 危害予告があった場合には裁判どころではなく、何よりも命が大事だと思っていたが、本日の説明を聴き、裁判所の業務継続の必要性は理解できた。業務継続のためには、来庁者に対して絶対に不審物を持ち込ませないことが必要となる。入庁検査訓練を裁判所の職員が10名で行ったということであるが、実際にそのようなことがあれば、警察に協力してもらうことが必要である。入庁検査訓練では発見できなかった不審物もあることから、警察や専門家に指示を仰ぐことが大切なのではないか。
- ： 入庁検査訓練を職員で行ったということであるが、日ごろ事務をしている職員だけで検査が機能するのか心配な部分がある。裁判所の訓練では女性職員が参加したようだが、防犯についての訓練も必要だと思う。私の所属する団体では、安全安心町作りという組織があるが、特に女性職員が危害を加えられないようレディースガード講習会を各事業主が警察の協力を得て実施している。職員の訓練とともに、有事には警備保障会社等に委託することも必

要だと思う。

裁判所には出入りの自由さが見受けられるが、他の企業では、セキュリティがしっかりしており、警察の指導で、防犯カメラを駐車場や不特定多数の人が出入りする箇所に設置する等の保安態勢をとっているため、何かあったときには防犯カメラの映像等を証拠とすることができる。

○： 医療機関でも、入ってくる人を拒否できず、フリーアクセス状態になっている。様々な人が入ってくるので、カウンター越しに話をするという形をとっている。カウンターには防犯ベルが置いてあり、ベルを使用した場合には、警備会社に連絡が行くが、警備会社から折り返し確認の電話がかかってくる。誰も電話を取らなければ、不測の事態が発生しているものとして警備会社から警察へ連絡が行く態勢となっている。

◎： 入庁時における検査手順としては、ポケット内の金属製の所持品をトレイに出す、ゲート式金属探知機を通る、手荷物検査をする、ハンド式金属探知機でチェックする、ボディチェックを行う、という内容になるが、このような検査方法等についてはどう思われるか。

○： どこまで行うのが良いのかは分からないが、このような検査だけでなく、身分証明書や退庁する際のチェックも必要だと思う。どこまでやるかについては専門家にアドバイスを受けることが必要である。

安全上の必要のために行うことであるなら是非行うべきで、必要性を説明して行えば、なぜここまでやるのかという意見は出ないと思う。

◎： 次に、委員が所属する団体の非常事態対応マニュアルや危機管理指針、訓練について、どのような事態を想定して、また、どのような部分に力点を置いているのかについてお聞きしたい。

○： 検察庁では、自然災害における場合の業務継続計画を策定しており、開庁時と閉庁時の場合に分けて計画を立てている。閉庁時に自然災害が発生した

場合は、職員の安否確認を取ることになるが、携帯電話を使用した安否確認訓練は定期的に行っている。開庁時に自然災害が発生した場合は、検事正以下が非常参集した上で、非常事態対策本部を設置して対応することになる。

開庁時については、検察庁内で、警察に身柄拘束をされている被疑者が取調べを受けていることや、被害者の方や目撃者の方が事情聴取を受けていることもあるので、その方の避難、誘導を想定した訓練もしている。

検察庁も行政組織であるため、非常事態対策本部が決定した上で、職員が役割に応じた行動をとることとなる。

- ： 私の所属する市役所では自然災害、原子力災害に対する防災マニュアルを整備している。そこでは指揮命令系統や役割分担等を決めており、職員に対しては、毎年訓練を実施し、また、防災についての研修を通じて、実際にどのような動きをする必要があるのかを確認するとともに危機管理の意識を高めてもらうこととしている。
- ： 私の所属する市役所では、今回のテーマのような事態を想定した訓練はしていないが、不特定多数の人が出入り自由な場所があるため、実際に危害予告を受けるような事態が起きたときには、なかなか対応が難しいと感じている。市民の安全を守るために、危害予告があった場合には、まず警察に相談して庁舎や窓口の閉鎖を検討することになると思う。
- ： 新聞社では、事業継続計画や緊急時対応計画、台風、地震、水害や原子力災害にも対応するマニュアルを策定している。敦賀市や小浜市にも支社があり、社員の安全のこともあるが、業務で原発のある場所に出向くということもあるため、そこでは線量計を配備している。東日本大震災をきっかけとして大きくマニュアルの見直しを進めたところだが、まだ検討しなければならない部分もある。新聞社も地域の一員であり、周りには住人もいるので、その方達が新聞社に逃げ込んできた場合にどう対応するのか、備蓄してある緊

急用食料をどのように使うのかなどといった課題がある。

- ： 報道関係者であるため、テロによる放送局の乗っ取りに対して社屋や電波を守ることを想定して準備をしている。危機管理態勢としては、非常食の確保や医療関係を担当する総務部門、様々な事象に対する分析や対応策を担当する対策部門、情報を収集し分析を担当する情報部門、今現在危険にさらされている状況を報道関係者や県、国に報告することを担当する広報部門と、それぞれ担当を分けている。

日常行っていることとしては、各出入口の鍵をカードキーとしており、報道の各フロアや放送機材が設置されている部屋へはカードキーがなければ入れないようにしている。正面玄関にはスポンサー、テレビやラジオの出演者、廊下には見学者の方などが出入りするためカードキーとすることはできないので、警備員を配置し見守りをしている。また、防犯カメラを各入口に整備し、監視を行っている。報道フロアにはさすまたも配備し、その使用方法について社員に研修を行っている。

裁判所の入庁検査訓練では一般職員が行っていたが、当社ではそのような役割を警備員が行っている。不審物の定義や手口の洗い出しは、一般社員ではなかなか見抜けないことがあるので、警備員に勉強してもらい、どのようなものが危険物に当たるのか、それをどういうところに隠すのかということをチェックするようにしている。